

平成28年度 審判部の各種活動報告

審判部活動報告

サッカー大会への審判派遣実績

	種別	開催日	開催場所	大会名	派遣者数
1	3種	6月18日	中台競技場	中学生第二ブロックサッカー大会	7名
2	1種	7月3日	中台体育館	社会人フットサル大会	8名
3	1種	10月2日	ANAホテル	ANAフットサル大会	4名
4	女子	10月15日	中台競技場	うなり杯女子サッカー大会	5名
5	1種	10月22日	中台競技場	日韓国際交流サッカー大会	6名
6	1種	1月17日	中台競技場	チャンピオンシップサッカー大会	3名
7	3種	11月3日	中台競技場	成田市文化祭(若獅子杯)大会	6名
8	1種	11月12日	中台競技場	NAA交流サッカー大会	7名
9	1種	1月15日	中台競技場	チャピオンシップ大会	4名
10	2種	2月4日	中台競技場	成田市高等学校サッカー大会	7名
11	1種	2月25日	中台競技場	メルキュール杯サッカー大会決勝	4名
12	1種	2月26日	中台競技場	四十雀、五十雀サッカー大会	2名

<四十雀、五十雀サッカー大会での感想>

四十雀、五十雀サッカー大会では8人制サッカーを取り入れています。8人制サッカーは登録メンバーが試合に出て、試合を通してサッカーの楽しみや友情の絆を強くする。4種では子供たちが普段の練習で身に付けた技術や戦術を試してみる。このことがより選手を成長させることとなります。

日本サッカー協会では「8人制サッカー競技規則」を整備しておりますので、成田市でも積極的に取り組み、数多くの大会を通じて楽しむことができる環境を整えていきます。

平成28年度 フットサル審判資格講習会

フットサルのルールはサッカー競技規則とよく似ていますがルール変更がありますので講習会など常に新しい情報を入手して、フェアなプレーを心掛けてください。

	講習会名	開催日	開催場所	受講者数	インストラクター名
1	新規審判資格取得	6月12日	中台運動公園体育館	15名	藤崎 翔平氏

審判部はNFA主催やANA主催のフットサル大会についても審判派遣を行い大会を盛り上げました。フットサルはサッカーとは異なる魅力があります。是非皆様楽しい汗を流せるよう審判で支援します。



【2017年度より「新ルール」を適用します】

サッカー競技規則改定(5/19)がありました。成田市サッカー協会では今年度より「新ルール」を適用
新ルール適用にあたり代行審判員全員に3/19勉強会を実施しております。

2016/2017年度競技規則の主な改定について解説しましたので皆様必ず一読ください。



第1条 競技のフィールド

- ・商業的広告が含まれていなければ、クラブまたは競技会はロゴをフラッグに付けることができる
- ・コーナーアークで囲まれたエリアを「コーナーエリア」と呼ぶ

第3条 競技者

- ・交代要員やチーム役員がプレーや相手競技者を妨害した場合、間接フリーキックやドロップボールでなく「直接フリーキック」で再開する
- ・競技者以外人間がボールに触れ、そのボールがゴールに入った場合、得点を認められる

第4条 競技者の用具

- ・用具を交換するためフィールドから出た競技者はプレーが停止するまで待たなくても復帰できる
- ・アンダーシューズはシューズの主たる色、または裾の部分と同じ色でなければならない

第5条 主審

- ・複数の反則が同時に起こった場合、より重大な反則を罰する
例)ファウルの質/ファウルタックルは、ボールを手または腕で扱う反則やシャツを引っばる反則より重い
例)攻撃側競技者と守備側競技者の両方がお互いにシャツを引っ張り合いながら(反則を犯しながら)ボールに向かっていく状況では、攻撃側にフリーキックを与える
- ・アドバンテージのシグナルは、片手でも示すことも可能となった

第7条 試合時間

- ・天候条件により、医療・給水のための休憩(クーリングブレイク)をもうけアディショナルタイムとする

第8条 プレーの開始および再開

- ・キックオフはボールをどの方向に蹴っても良い
- ・ボールは明らかに動かなければインプレーにならない
- ・主審はドロップボールの再開時、誰が参加するのか、どちらの方向にボールがけるのか決定できない

第10条 試合結果の決定

- ＜ペナルティーマークからのキック＞
- ・試合開始時だけでなく、キックを行う間にも、両チームの競技者が同数でなければならない
- ・キックする順番は1巡目と2巡目を変更できる
- ・ゴールキーパーの交代はいつでも行える(交代選手でも可)

第11条 オフサイド

- ・オフサイドポジションかどうかの判定をする場合、手や腕は考慮しない
- ・攻撃側競技者がプレーを妨害した(ボールに触れる)場所が再開場所となる。
- ・守備側チームが負傷でフィールドから離れても「ハーフウェーラインに向けてボールをプレーし、そのボールがゴールラインと平行なペナルティーエリアのラインよりハーフウェーライン方向に出た」後は、その「プレーにかかわっている段階」は終了する
しかし、攻撃側競技者の場合は引き続きゴールライン上で「プレーにかかわっている」と考える。

第12条 ファウルと不正行為

- ・退場となる反則を犯したが相手チームの決定的な得点の機会の場面ではアドバンテージ適用ができる
- ・インプレー中、フィールド外で反則があった場合、直接フリーキックとなる(ドロップボールではない)
再開場所は、反則があった場所から最も近い境界線上でのフリーキックを与える
反則がペナルティーエリア内になる場所ならば、ペナルティーキックを与える
- ・ペナルティーエリア内でボールにプレーしようとした、またはボールをプレーしようとして相手競技者に挑んだ結果、相手の決定的な得点の機会を阻止する反則を犯してしまった場合のみ「警告」となる(ペナルティーキック、退場、次試合出場停止という三重罰は重過ぎると考えられていたため)

第13条 フリーキック

- ・ペナルティーキックを行うときにゴールキーパーが競技規則に違反し、ボールがゴールに入らずキックをやり直しとなった場合、ゴールキーパーは警告される

解説/動画説明のURL

<http://www.ifa.jp/laws/>

<https://www.youtube.com/watch?v=k3uaApAC-8I>